平成２２年（フ）第８１１１号
大阪府豊中市服部南町２丁目６番17―305号
債務者　齋藤　淳司
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１４７号
大阪市淀川区野中南１丁目５番３号　アムール野中Ⅱ３―Ｃ号
債務者　津吉　康隆
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５０号
大阪市西淀川区福町２丁目10番９号　リバーハイツ101号室
債務者　小笠原和代
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０４号
大阪府池田市石橋４丁目20番９号　101
債務者　小林　忠弘
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３８４号
大阪市淀川区宮原１丁目15番18―1102号
債務者　城　　浩
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４０１号
大阪市港区波除１丁目６番６―1303号
債務者　小西　隆司
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４１９号
大阪府守口市東光町２丁目１番29号
債務者　秀島　美鈴
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５５号
大阪市東淀川区下新庄２丁目７番18―102号
債務者　金築　茂美（旧姓川迫）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４８７号
大阪市平野区瓜破２丁目２番51号
債務者　田中　末美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１号
石川県羽咋郡志賀町高浜町オの165番地、従前の住所石川県羽咋郡志賀町末吉稲荷12番地４
債務者　石田　富夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第５８号
島根県浜田市長沢町486番地32　３
債務者　大坪　正樹
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月24日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６２号
島根県江津市千田町462番地５
債務者　花田　千恵
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月24日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３２４号
釧路市愛国西４丁目５番14号　エンジェルウイングＣ
債務者　吉村　浩子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３２５号
北海道釧路郡釧路町桂４丁目９番地22
債務者　佐貫　麻衣
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３１８４号
横浜市旭区川島町2061番地　サニーサイドテラス103号
債務者　兒玉　俊朗
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１８９号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目１番９号
債務者　望月真理子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部